10 スマート シティ 国際金融

1　国際金融・経済都市～アジアのイノベーション・金融ハブの実現

1　サステナブルファイナンスの先進都市の実現

（提案要求先　内閣官房・内閣府・金融庁・財務省・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・環境省）
（都所管局　産業労働局）

サステナブルファイナンスの先進都市の実現に向け、脱炭素化の実現に向けたトランジションファイナンスの推進やサステナビリティ実現に向けた規制改革等の推進について、アジアをけん引する姿勢で取り組むとともに、資産運用プレイヤーの集積や成長を支える取組など、国内外から投資を呼び込むための環境づくりを加速させること。

＜現状・課題＞

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、令和５年 12 月に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。加えて、令和６年６月には、意欲ある自治体と協働の上、国内外の金融・資産運用業者の集積、金融・資産運用業者等による地域の成長産業の育成支援、成長産業自体の振興・育成といった観点から取組を進めていくため「金融・資産運用特区実現パッケージ」を取りまとめ、東京都も対象地域とされたところである。

「資産運用立国」の実現に向けては、国内の機関投資家の資金や家計金融資産を成長分野への投資にシフトするとともに、国外からもより多くの資金を呼び込んでいく必要がある。そのため、国際的に競争力のある税制の構築、資産運用業への参入障壁や我が国独自のビジネス慣行の見直し等に取り組み、成長分野へのリスクマネーの供給を通じたイノベーション創出と、それに伴う果実の還元という好循環を生み出していくべきである。都としても令和７年度、ＴＯＫＹＯレジリエンスボンドを発行し、世界の金融市場に都の気候変動適応策を伝え、海外からの投資資金を呼び込むこととしている。

東京都が目指す、サステナブルファイナンスの推進とスタートアップ振興を軸とした、「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」の実現に向けては、国と緊密に連携して取組を進めていくことが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）国内資産運用業の活性化

ア　金融商品取引業のライセンス登録が迅速に進むよう、審査体制を充実させ、事前相談を含めた標準処理期間を設定すること。

イ　金融事業者のエコシステムを形成するため、信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲を拡大すること。具体的には、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）等を、制度対象の業種を列挙する方式から、除外される業種を列挙するネガティブリスト方式に変更すること。

ウ　過去の運用実績を重視した、国の「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」を改定し、新興資産運用業者に門戸を開くこと。

エ　機関投資家から新興資産運用業者（ＥＭ）への運用資金の拠出を促進するため、拠出額の一定割合を税額控除する等、税制上の優遇措置を講じること。

オ　ＥＭが自らの成長に必要な運用資金（シードマネー）を獲得できるようにするため、年金積立金管理運用独立行政法人をはじめとする公的年金等の管理運用主体がＥＭに対して一定の割合を資金拠出するよう、必要な措置を講じること。あわせて、年金基金ごとにＥＭの定義を決定し、ＥＭの投資枠を設定（ゲートキーパー経由のファンド・オブ・ファンズ形式の間接投資を含む。）するとともに、投資金額の開示義務化を検討すること。

カ　「金融・資産運用特区」の対象地域内において、海外機関投資家による、国内新興資産運用会社に対するリバース・インクエリー（逆照会）制度を認めること。

（２）社会課題の解決に向けた投資を加速

ア　現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資先とする投資法人に認められている時限の税制優遇措置を恒久化するとともに、優遇対象となる投資先を、系統用蓄電池等の再生可能エネルギーの導入拡大に資する設備に拡大すること。

イ　持続可能な成長に必要な資金調達の円滑化に向け、令和７年３月にサステナビリティ基準委員会から公表された我が国最初のサステナビリティ開示基準に基づき着実な開示を促し、開示された情報の信頼性を確保するための必要な仕組みを早期に整備するほか、情報開示に取り組む企業への支援を行うこと。

ウ　アジア諸国を含めたＧＸ推進に向け、トランジションファイナンスの国際的な普及・理解醸成に引き続き取り組むこと。

エ　インパクト投融資の推進について、国際的な動向に目を配るとともに、「インパクトコンソーシアム」及び関連分科会において議論されている、インパクト創出に取り組むスタートアップ等の課題やニーズを踏まえ、効果的な資金供給につながる仕組みづくりを推進すること。

オ　カーボン・クレジット市場の健全な発展に向け、多くの種類のクレジットが存在している状況を踏まえた情報開示のルール策定など、投資家保護や取

引拡大に資する取組を進めること。

（３）海外の資産運用業者を通じた投資を促進

ア　国内外からの資産運用業者をはじめとする多様な金融プレイヤーの参入を促進し、国内への投資資金の流入を拡大するため、ファンド運用者が受け取る成功報酬（キャリード・インタレスト）に係る課税を国際水準相当に見直すなど、所得税等の軽減を一層推進すること。

イ　海外からの投資を促進する観点から、国内ファンドの外国組合員に対するＰＥ（恒久的施設）課税制度の免除要件緩和や、都内で創設されたファンド（投資法人、契約型投資信託、投資事業有限責任組合等）に海外の機関投資家が投資した場合の海外への配当等に対しては租税条約に係る免税申請の有無にかかわらず源泉徴収を行わないこととするほか、国際的に標準的なパススルー課税を踏まえた制度・運用等の明確化を進め、ファンドに係る法人課税等の予見可能性を高めることにより、海外投資家や海外資産運用業者が安心して日本のファンドを活用できる環境を整備するなど、適切な措置を講じること。

（４）家計金融資産の安定的形成と有効な運用の両立を支援

ア　国が設立した「金融経済教育推進機構」において、講師派遣の担い手をより多く確保する観点から、中立的な内容を担保することを要件に、個別の金融機関の参画も許容すること。

イ　令和６年のＮＩＳＡの新制度導入や、令和７年のｉＤｅＣｏの加入年齢引き上げ等を踏まえつつ、個人の安定的な資産形成の重要性や新たな制度等の理解促進に取り組むこと。

ウ　被相続人のＮＩＳＡ口座内の資産について、相続人のＮＩＳＡ口座へ年間投資上限額の別枠（ただし、非課税保有限度額の範囲内）で直接移管することを可能とすることで、長期投資による安定的な資産形成を推進する制度とすること。

エ　国内個人金融資産が、高い環境技術や潜在力を有する国内企業の成長資金として活用されるよう、「つみたて投資枠」の対象として指定されたインデックスにＥＳＧ指数を追加するなど、個人投資家のＳＤＧｓ投資を後押しする税制に関する措置を講ずること。

オ　退職時に現金でしか受領できない確定拠出年金の一時金について、有価証券のままでの受領を可能とすることで、投資を継続できる制度とすること。

（５）都内企業のサステナブル経営促進に向けた環境整備

ア　世界のキャッシュレス化の動向を踏まえ、キャッシュレス決済の手数料負担低減など、中小・小規模事業者も含め、更なる普及促進につながるよう、キャッシュレス化に関する環境整備を図ること。

２　グローバルに活躍するスタートアップが生まれる都市の推進

（提案要求先　内閣官房・内閣府・金融庁・総務省・経済産業省）
（都所管局　産業労働局・政策企画局・スタートアップ戦略推進本部）

スタートアップへの資金拠出促進に向け、ＶＣ等の投資環境を巡る税制・規制改革を進めるとともに、ブロックチェーン技術の活用などＷｅｂ３をリードする視点をもって取組を強化すること。

また、海外からの支援の呼び込みに向け、投資やビジネス、生活環境等に関する規制の緩和に向けた議論を加速させ、早期に受入環境を実現させること。

＜現状・課題＞

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。国は、「資産運用立国」を実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、令和５年 12 月に「資産運用立国実現プラン」を策定するとともに、令和６年６月には、都も、「金融・資産運用特区」に指定されている。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものであり、「金融・資産運用特区」の枠組みも最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

また、スタートアップ支援に関しては、国は、日本成長戦略会議において、「スタートアップ育成５か年計画」を強化するため、「スタートアップのスケールアップ」など３つの柱に焦点を当てた「スタートアップ総力創出パッケージ」を令和８年５月にとりまとめ、世界に伍するスタートアップエコシステムの形成に向けた策を示したところである。都においても、スタートアップやその支援者が集まり交流する結節点を目指して開設した「Tokyo Innovation Base（ＴＩＢ）」において、全国各地や世界の拠点との連携、多様な支援プログラムの提供などを進め、エコシステムの大きなプラットフォームが育ってきている。令和７年 11 月には、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」もバージョンアップするなど、これまで以上に多様な挑戦者が集まり、領域を超えた新たなイノベーションが生まれる場として、様々な取組を進めているところである。

国が掲げる「資産運用立国」を実現し、国が持続的に成長していくためには、世界の課題の解決に取り組むスタートアップ等の育成をはじめ、その成長に必要な資金の呼び込みや成長を支える環境づくりを進める等、更に国と一体となって取組を進めることが重要である。投資環境をめぐる規制等の改革のほか、投資家と成長企業のつなぎ手となる資産運用業の新規参入や成長を促進するとともに、仲介の場としての資本市場の機能の一層の強化に取り組む必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）スタートアップへの投資を拡大

ア　世界に冠たるユニコーン企業を輩出するため、産業革新投資機構など政府系ファンドを通じて、レイター期のスタートアップに対する成長資金の供給を一層強化すること。

イ　クロスオーバー型公募投資信託及び上場ベンチャーファンドに投資した個人に対する税制上の優遇措置の新設や、排出権等、組入可能な投資対象の拡大等を通じて、個人がスタートアップ等に投資しやすい環境を整備すること。

（２）Ｗｅｂ３をリードする環境整備

Ｗｅｂ３の社会を見据え、ブロックチェーン等を活用したイノベーションや、関連企業及び人材の集積を促進するため、法定通貨担保型ステーブルコイン等も含め、暗号資産等の発行や流通に係る明確で安心かつ安全なルール及び運用環境の整備に取り組むこと。とりわけ、セキュリティトークンの発行及び流通について、事業者による円滑な資金調達を実現するため、投資家保護に配慮しつつ、必要な環境整備を進めること。

（３）海外から支援を呼び込むための環境整備

ア　海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、都と連携した誘致活動の展開や海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みづくりなど、海外からの国内スタートアップへの投資規模拡充に向けた取組を強化すること。

イ　スタートアップを取り巻く新しいビジネス環境の構築の障壁となっている規制や制度について、スタートアップやエコシステムプレイヤーへの積極的な聴取等により、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化につながる取組を進めること。

ウ　海外投資家向けのビザ活用が進むよう、家族などの帯同者等に関する規制の緩和実現に向けた検討を加速すること。

３　英語でビジネスができるグローバルスタンダードな都市の実現

（提案要求先　内閣官房・内閣府・金融庁・法務省・出入国在留管理庁・国税庁・文部科学省・経済産業省）
（都所管局　産業労働局・政策企画局・財務局・教育庁）

グローバルスタンダードなビジネス環境や外国人の在留・生活環境の整備を進めるとともに、エコシステムを支える人材の育成に関する取組を強化し、多様な人材が活躍できる魅力的なフィールドを実現すること。

＜現状・課題＞

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想 2.0」を策定し、様々な施策を展開している。政府は、「資産運用立国」を掲げ、これを実現することで我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげる考えを明らかにし、令和５年 12 月に「資産運用立国実現プラン」を策定した。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、都のこれまでの取組と軌を一にするものである。令和６年６月に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

東京都が目指す国際金融都市を実現し、グローバルに資金・人材・技術・情報を呼び込むゲートウェイとして日本･アジア全体の成長に貢献していくためには、ビジネスや生活を支える高度なエコシステムを形成する必要があり、在留資格等制度面での環境整備に加え、英語での行政手続完結や英文ＩＲ情報開示等による海外から国内市場へのアクセスを容易にするための支援策の拡充をはじめ、グローバルスタンダードな環境整備の推進が重要である。

＜具体的要求内容＞

（１）英語対応等によるビジネス環境のグローバル化を推進

ア　プライム市場における英文ＩＲ情報の開示の義務について、対象を順次、有価証券報告書などに拡大すること。その際、英語による開示内容やタイミングが、日本語の開示と同等になるよう、適切な措置を講じること。
　また、義務化の対象を、順次スタンダード・グロース市場にも拡大していくこと。

イ　国内企業の英文ＩＲ情報開示を加速度的に広げていくため、金融庁等が開発したＡＩ翻訳システムの周知・活用を推進するとともに、対訳資料収集によりシステムの高度化を図ること。

ウ　英文開示率の向上を促進するため、都が行う都内企業の国際戦略に向けた海外ＩＲ支援事業等とも連携し、企業に対して英文開示推進の一層の働きかけを行うこと。

エ　海外企業による国内証券取引所への上場を推進するため、英文での上場推進や、上場申請に係る必要書類の作成支援等のきめ細かなサポートを実施すること。
オ　金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおける英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること。
カ　都による誘致関係のインセンティブが付与された企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる金融系外国企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「拠点開設サポートオフィス」に引き続き取り組むこと。
キ　ビジネスに必要な在留資格の申請や会社設立に係る諸手続について、東京開業ワンストップセンター以外でも英語による記載・申請を可能とするなど、行政手続の英語対応及び簡素化を進めること。定款認証及び法人設立登記の迅速化を図るため、現行の英語申請ツールの利便性向上を図ること。
ク　外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。
ケ　国際仲裁の活性化が日本企業の海外進出や海外からの対日投資呼び込みに資するという取組意義等を十分に意識し、日本・東京を仲裁地・審問場所とするなど国際仲裁を利用しやすい環境の整備を進めること。国際仲裁に精通するグローバルコミュニティで活躍できる実務家の育成や仲裁専用施設の整備に取り組むとともに、国際的な評価を高めるための取組の加速化を図ること。
コ　ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。

（2）在留・生活環境のグローバル化を推進
ア　インターナショナルスクールの充実への支援等、都と連携して魅力的な生活環境の整備を推進すること。
イ　国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
ウ　東京が海外の高度人材から選ばれる都市となるため、国家戦略特区で提案した「東京グローバルイノベーションビザ」について、高度専門職人材の配偶者が日本に居住しながら海外企業等とのリモートワークでの就労が可能となる在留資格の緩和を図ること。
エ　海外の法的なパートナーシップ制度に基づく登録を行った同性パートナーが入国・在留できるよう、新たな在留資格を創設すること。
オ　高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や、一定の要件下での親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
カ　国として重点的に誘致すべき高度外国人材の定義及び要件（年収レンジ・専門分野・役職レベル等）を明確化し、その税負担を国際的な人材獲得競争に対応した水準とすることで、金融・資産運用分野をはじめとする専門人材の日本への移転・定着を促進すること。
キ　在留資格等の受入環境の整備と併せて、高度外国人材の発掘・誘致から企

業とのマッチング、定着支援までを一体的に推進する専門機関を設置するなど、世界中の優秀な人材の獲得を促進すること。

（3）エコシステムを支える人材を育成

ア　サステナブルファイナンスをはじめとする金融プロフェッショナル人材の育成やデータ整備等の取組を進めること。

イ　サステナブルファイナンス等の視点も持った高度金融専門人材や高度金融専門人材を支えるデータサイエンティスト、金融関連の法務・コンプライアンス人材の育成について、取組を強化すること。

ウ　世界で学び、活躍する人材を育成し、また、国際都市として多くの留学生を引きつけるために、秋季入学を含めた柔軟で多様な学びの在り方について、幅広い観点から議論を積み重ねるなど、国の責任において検討を進めること。

４　国や関係者と一体となった更なる海外プロモーションの強化

（提案要求先　内閣官房・内閣府・金融庁・経済産業省）
（都所管局　産業労働局）

海外の投資家や高度人材等に、日本の市場動向、市場改革の進捗や規制緩和など、日本の投資環境の整備が進んでいることについてリアルタイムで伝わるよう、国、関係者が一体となって発信に取り組むこと。

＜現状・課題＞

都はこれまでも、官民連携金融プロモーション組織であるフィンシティ東京と一体的に、海外目線での積極的な情報発信を行っているが、海外の投資家や高度人材等に、日本の市場動向、市場改革の進捗や規制緩和など、日本の投資環境が整ってきていることがリアルタイムで届いていない。

＜具体的要望事項＞

海外の投資家や金融関係者などに対し、金融・資産運用特区の創設や様々な規制緩和など、日本の投資環境の整備が進んでいることがリアルタイムで伝わるよう、海外目線での積極的かつ明瞭な情報発信に努めること。